

印鑑登録システム標準仕様書  
【第2.0版】（案）  
全国意見照会結果について

令和4年8月30日

# 目次

---

1. ご意見を踏まえた個別への論点
2. その他主なご意見と対応
3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項
4. 他システムとの横並び調整
5. 継続検討事項

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁における仮登録と本登録、及び「照会中」の取り扱いについて、どのような整理がなされているのかが読み取りにくいいため、明示してほしい。</li> </ul>	<p><b>仮登録の定義について補記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「仮登録」については、あくまで審査前に一時保存する状態である旨を追記。</li> </ul> <p><b>「照会中」の取り扱いの明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「仮登録」状態とは区別して、「照会中」状態を定義。</li> </ul>	<p>4.0.3. 審査・決裁</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>【仮登録状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため本登録状態に至っておらずであり、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態（登録申請情報（印影含む）をシステムへ入力し、一時保存している状態）        （後略）</li> </ul> <p>【照会中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異動情報がシステムに入力され、文書による照会を行うために審査（決裁）を経てその内容がいったんシステム上に保存されているが、照会中のため本登録状態に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態。</li> <li>・ 照会回答方式は、印鑑登録業務特有の仕組みであり、照会回答方式を用いる場合のみ、照会中として管理される。</li> <li>・ 照会中に取消しがあった場合や、回答期限までに回答がなかった場合については、本登録状態に至っていないため異動履歴としては管理されないが、異動履歴とは別に照会取消し情報として管理される。（取消しについては4.1.4.4.及び4.1.4.5.を参照）</li> <li>・ 照会中のデータに基づく証明書は交付できない。</li> </ul>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>4.0.3. 審査・決裁</p> <p>【考え方・理由】          住民記録システムと同様、仮登録<del>状態</del>の情報については取消・修正が可能。          また、既に登録のあった住民の印鑑登録を廃止した後、再度登録する際に<del>の</del>  <del>仮登録状態中に</del>、以前の本登録情報（<del>仮登録実施前</del>）に基づく<u>証明書の</u>  <u>登録交付</u>も検討されたが、古い情報に基づく<u>登録証明書の発行</u>となるため盛り込まないこととした。          また、登録にあたり文書による照会を実施する場合は、登録とは別に、照会を行うための審査（決裁）を行うことが想定されるため、「照会中」として印鑑登録状態を管理することとした。</p> <p>第7章 用語</p> <p>・仮登録【かりとうろく】.....「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態のこと。  <u>異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区別され、また、印鑑登録原票にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。</u></p> <p>・照会中【しょうかいちゆう】.....「<del>照会中状態</del>」とは、<del>印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会している場合の状態のこと。異動情報がシステムに入力され、文書による照会を行うために審査（決裁）を経てその内容がいったんシステム上に保存されているが、照会中のため登録状態に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態のこと。仮登録とは区別される。</del></p>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>4.1.4.1 照会中  <b>【実装必須機能】</b>            印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「照会中」として<b>仮登録できると</b>すること。</p> <p>4.1.4.4.申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し            4.1.4.5.期限切れによる照会中の取消し</p> <p><b>【実装必須機能】</b>            (前略)  <u>取り消した照会中の申請情報については、1.2.1. (異動履歴の管理) にて管理する異動履歴とは別に、照会取消し情報として管理できること。</u></p> <p><b>【照会取消し情報の管理事項にあたる項目】</b>  <u>・照会情報 (4.1.4.1.参照)</u>  <u>・取消しの事由</u>  <u>・処理日</u>  <u>・入力場所</u>  <u>・入力端末</u></p> <p><b>【考え方・理由】</b>            (前略)  <u>また、照会情報の取消しについて、「照会中」は印鑑の登録に至っていない状態であることから異動履歴を保持しないが、住民への説明の観点等から、取り消した旨は管理できたほうがよいため、1.2.1. (異動履歴の管理) とは別に、照会取消し情報を管理することとした。</u></p>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該自治体外在住の者でも保証人として認めている自治体があるため、検索以外にも手動による保証人入力ができる等、当該自治体外在住の保証人に関する内容を記載してほしい。</li> </ul>	<p><b>当該自治体外在住の保証人に関する内容の追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該自治体外在住の保証人についても、登録が可能である旨（手動による保証人入力が可能である旨）を追記。</li> </ul>	<p>4.1.3.1. 保証人確認</p> <p>【考え方・理由】        （前略）        保証人の持つ印鑑の印影照合のために、保証人確認票を出力する機能が必要となる。保証人は印鑑登録済みの住民であることが前提となっているため、保証人の検索は、2（検索・照会・操作）の機能による。  <u>ただし、住民でない保証人を許容する自治体も存在することから、手動による保証人入力は可能とする。なお、この場合の印鑑登録番号の入力については市外在住者であることがわかる任意の番号を入力する想定である。</u>        （後略）</p>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録抹消通知書の出力範囲のうち、既に印鑑登録を受けている者が成年被後見人であることを知った場合は抹消通知を出力する必要があるため、その旨を明示してほしい。</li> </ul>	<p><b>成年被後見人となった場合の記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に印鑑登録を受けている者が成年被後見人であることを知った場合、印鑑登録抹消通知書を出力できる旨を追加。</li> </ul>	<p>4.2.3. 抹消通知</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>4.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の消除を除く事由による登録の抹消及び4.4.1.1（廃止の申請）又は4.4.1.2（印鑑又は印鑑登録証等の亡失）において届出の際に本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出をした場合については、印鑑の登録を受けている者宛での印鑑登録抹消通知書の出力ができること。</p> <p><u>なお、既に印鑑登録を受けている者が成年被後見人であることを知った場合には、印鑑登録抹消通知書の出力ができること。</u></p> <p>印鑑登録抹消通知書には抹消事由が印字できること。</p>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	改定案															
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録に関する照会書の固定文言中に「全て自署」という文言があるが、手の不自由な方等のことを考慮すると、一律すべて自署を求めるのは難しい。印鑑登録事務自体は条例事務であり、そのような問題に対する対応は自治体によって異なるため、通知文を任意に設定できるようにしてほしい。</li> <li>印鑑登録抹消通知書において、「当自治体」という記載ではわかりにくいいため、「本市」等、任意に記載できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>20.2.2. 印鑑の登録に関する照会書</p> <table border="1"> <tr> <td>15</td> <td>印鑑の登録に関する通知文（前半）</td> <td>任意の文言を印字する 例) 「あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自署し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに」</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>通知文回答期限</td> <td>回答期限日を編集</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>通知文（後半）</td> <td>任意の文言を印字する 例) 「までに申請取り扱い窓口へ持参してください。」</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>回答書タイトル</td> <td>「回答書」と記載</td> </tr> </table> <p>20.2.3. 印鑑登録抹消通知書</p> <table border="1"> <tr> <td>18</td> <td>印鑑登録抹消通知書</td> <td> <p>26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」  <del>「当自治体」部分は自市区町村に合わせ可変個人番号カード廃止用の説明文</del></p> </td> </tr> </table>	15	印鑑の登録に関する通知文（前半）	任意の文言を印字する 例) 「あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自署し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに」	16	通知文回答期限	回答期限日を編集	17	通知文（後半）	任意の文言を印字する 例) 「までに申請取り扱い窓口へ持参してください。」	18	回答書タイトル	「回答書」と記載	18	印鑑登録抹消通知書	<p>26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」  <del>「当自治体」部分は自市区町村に合わせ可変個人番号カード廃止用の説明文</del></p>
		15	印鑑の登録に関する通知文（前半）	任意の文言を印字する 例) 「あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自署し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに」													
16	通知文回答期限	回答期限日を編集															
17	通知文（後半）	任意の文言を印字する 例) 「までに申請取り扱い窓口へ持参してください。」															
18	回答書タイトル	「回答書」と記載															
18	印鑑登録抹消通知書	<p>26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」  <del>「当自治体」部分は自市区町村に合わせ可変個人番号カード廃止用の説明文</del></p>															



# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人については、審判確定日からではなく、登記事項通知書が届いた日か、後見人が申出に来た日から成年被後見人扱いとなるため、審判確定日以外にも日付を管理できるようにしてほしい。</li> <li>既に印鑑登録をしている者が成年被後見人となったことを知った場合、当該印鑑の登録を職権で抹消したうえで、抹消されたことを通知する必要があるため、抹消の事由として成年被後見人になった旨を管理できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p><b>成年被後見人に関する日付の管理項目及び抹消事由を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審判確定日以外に、「登記日」「登記事項通知書の送付等により住民登録地が知った日または後見人から異動等の申し出があった日のうち早い日」を管理できるよう、項目を追加。</li> <li>抹消事由として、「成年被後見人登記」を追加。</li> </ul>	<p>1.1.1. 日本人住民データの管理          1.1.2. 外国人住民データの管理</p> <p>【実装必須機能】          【印鑑登録のその他の項目】          ・<u>成年被後見人の登記日</u>          ・<u>成年被後見人である旨を知った日</u></p> <p>1.2.2. 異動事由</p> <p>【実装必須機能】          ○抹消の事由          ・<u>成年被後見人登記</u></p> <p>【考え方・理由】          (前略)          印鑑登録証等を亡失した場合は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要があることから、引換交付の対象とはせず、抹消の取り扱いとする。  <u>令和元年12月12日付総行住第128号通知の問2により、既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合は当該印鑑の登録を職権で抹消する必要があるため、抹消の事由に「成年被後見人登記」を設けている。</u>          (後略)</p>

# 1. ご意見を踏まえた個別論点への対応

- 印鑑登録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システム及び印鑑登録システム上の情報では「転出予定者」となっている住民でも、実際には既にいずれかの市町村に転入済である可能性がある（転入通知の処理を日次で行っている場合等）。そのため、転出予定者であることに気づき、確認できるよう、転出予定者のアラート機能がほしい。</li> </ul>	<p><b>証明書交付時、転出予定者だった場合のアラート機能を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の交付時に、請求者が転出予定者だった場合のアラート機能について、転出予定者であっても証明書に扱いに変わりはないことから、実装不可機能と整理。しかしながら、システム連携の頻度等により、意見の通りの状況も想定されるため、標準オプション機能へと修正。</li> </ul>	<p>6.1.1. 印鑑登録証明書交付</p> <p>【標準オプション機能】        (前略)  <u>転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。</u></p> <p>【実装不可機能】        (前略)  <del>転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。</del></p>

## 2. その他主なご意見と対応

### ■ 管理項目 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.3.7. 認証者	【実装しない機能】 「証明書等の認証者を 「〇〇長 公印」のように 氏名空欄とできること。」 と記載がある。	【実装してもなくても良 い機能】に修正する。	事務処理要領上、記名押印の記載は ありますが、本市では事務能率と市民 サービスの向上から印鑑登録証明書を 発行する際は、区長氏名を省略し、職 名のみを記載し、交付することとして いる。そのため実装してもなくても良 い機能への修正をお願いしたい。	仕様書 修正	住民記録システムにおいては、住基事務処理要領2 - 4 - (1) - ⑥ - ウにて、 氏名空欄を許容しない旨が 記載されているが、印鑑登 録システムにおいては事務 処理要領上規定がないた め、事務能率等を鑑み、意 見に基づき対応することと した。

## 2. その他主なご意見と対応

### ■ 異動関連 (1/2)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	4.1.1.1. 世帯内印影表示	世帯内印影表示について、表示・出力される印影のサイズについて記載がない。	「世帯内印影票にある印影は原寸大とすること。」と記載する。	同一世帯員がサイズの異なる同一形状の印鑑で登録申請したときなどに、判別しやすくするため。また、全く同一の印影でないかどうかの判別を正確に行えるようにするため。	仕様書修正	業務上の観点から、「4.1.5.1印影読込」に以下を追記する。  「印影は原寸大で読み込み、印影を表示する際は原寸大で表示できること。」
	4.1.3.1. 保証人確認	「異動事由を「保証人登録」とし」とあるが、1.2.2に【実装してもしなくても良い機能】として明記されていない。	p 28の1.2.2に保証人方式を追加。	保証人方式を採用しているため。	仕様書修正	ご指摘に基づき、1.2.2異動事由に【標準オプション機能】として「保証人登録」を追記する。

## 2. その他主なご意見と対応

### ■ 異動関連 (2/2)

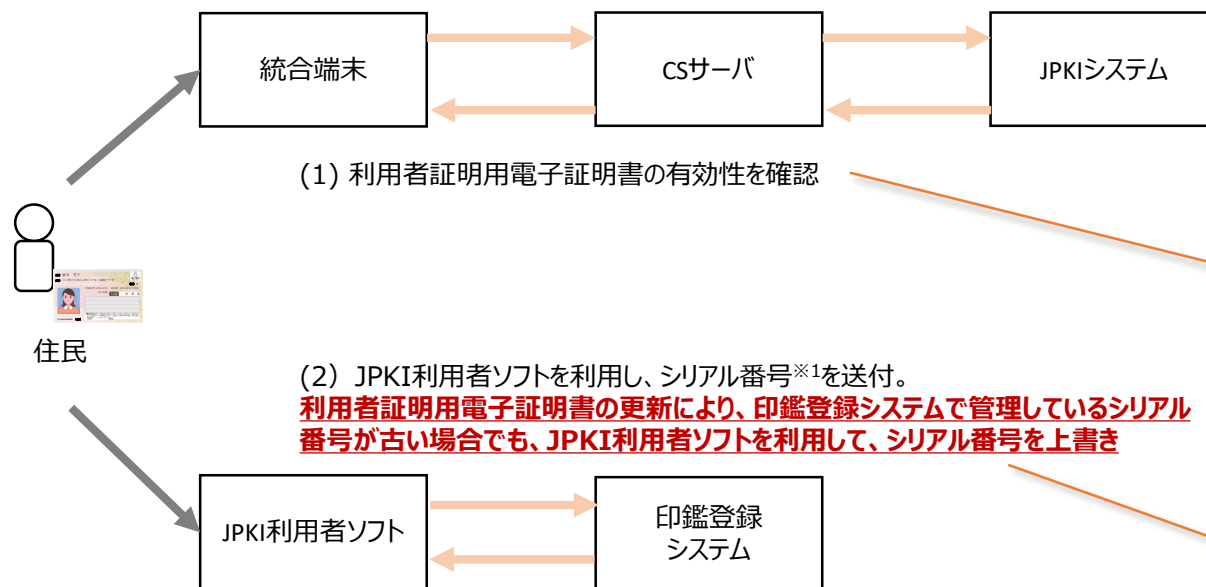
章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。その際、再発行した場合における回答期限は、当初の期限とすること。また、必要に応じて「再発行」の表示をしないことを選択できること。	回答期限の修正を追加。	再出力は、郵送トラブルや本人の体調不良など延長の必要性がある場合にも使用するため、回答期限の修正を加えたい。	仕様書修正	ご指摘に基づき以下のとおり修文する。 「再発行した場合における回答期限は、デフォルトでは当初の期限とし、必要に応じて回答期限を修正できること。」
	4.1.4.3. 照会状況管理	【実装すべき機能】のうち「検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日を確認できること。」と記載がある。	「検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日、照会場所を確認できること。」に修正。	本市では、印鑑登録ができる場所が13か所あり、印鑑登録は照会申請を行った場所に限って行うこととしていることから、照会場所も検索項目として加えられると、より効率的に管理ができるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき以下のとおり修文する。 「検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日、入力場所を確認できること。」
	4.1.5.1. 印影読込	【実装すべき機能】「印影はスキャナで読み取り登録できること。又は、印鑑本体から直接読み取り登録できること。」と記載がある。	登録可能な印影サイズ（最小、最大）を明示し、システムによるチェック機能の必要可否を記載願いたい。（「考え方・理由」はについても記載願います。）	ツリー図内に「（エ）印影審査」は人が行う作業として記載がありますが、各自治体様の印鑑登録事務処理要領には登録可能な印影サイズが定められており、システムでチェックしている自治体様もいらっしゃいます。標準システムでの取り扱い方針を伺いたいです。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。 エラー機能を実行するための閾値の設定は機能要件に記載したほうがいため、以下のように追記する。 「読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さの閾値を設定できること。」

### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1-1. 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録・印鑑登録証明書の発行

- 利用者証明用電子証明書を利用して、印鑑登録する場合や印鑑登録証明書を交付する場合、以下の流れが想定されます。
- 下記の流れとなることから、個人番号カードの亡失時や、個人番号カードの再交付においても、印鑑登録情報の抹消は不要であると想定しています。

印鑑登録・印鑑登録証明書交付時のフロー



##### 【ポイント①】

個人番号カードを亡失した場合には、マイナンバーコールセンターに電話をすることで当該カードの機能を停止することができる。これにより、亡失に伴う機能停止がなされている個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し、印鑑登録証明書の不正な取得を試みる者がいた場合でも、交付請求時の利用者証明用電子証明書の有効性確認の際に当該カードの機能停止を確認できるため、不正な取得を防止できる。上記のとおり、悪用防止策を講じられることから、個人番号カードを亡失した場合でも印鑑登録情報を抹消する必要はない。

##### 【ポイント②】

利用者証明用電子証明書が更新された場合においても、印鑑登録証明書発行時には、JPki利用者ソフトを利用して新たなシリアル番号を再登録できる。従って、利用者証明用電子証明書の更新により、印鑑登録情報を抹消する必要はない。(証明書発行時に更新されるため。)

※1 本資料においては、「カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号」を指す

### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1 - 2. 個人番号カードの亡失時等の印鑑登録情報の取り扱い

- 個人番号カードを利用し印鑑登録を行っている場合について、券種別に、当該カードの亡失、有効期限切れ、廃止申出があった場合のうち、印鑑登録の廃止申出がない場合についての印鑑登録情報の取り扱いを下記に整理しました。
- 個人番号カードの亡失時は、利用者証明用電子証明書を利用している場合については、印鑑登録情報の抹消は不要、条例等利用領域又は磁気テープ等を利用している場合については、マイナンバーコールセンターによる機能停止の措置の対象とはならないことから、印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの場合と同様に、印鑑登録情報を抹消することと整理しています。
- 個人番号カードの有効期限切れ時は、いずれも印鑑登録情報の抹消は不要と整理しています。
- 個人番号カードの廃止申出時は、いずれも印鑑登録証等との引換交付等を行うことを前提に、印鑑登録情報の抹消は不要と整理しています。

#### 印鑑登録証等の券種による、亡失時・有効期限切れ時・廃止申出時の印鑑登録情報の取り扱い (印鑑登録の廃止申出がない場合)

	個人番号カード		参考
	利用者証明用電子証明書の場合	条例等利用領域又は磁気テープ等の利用の場合	印鑑登録証、印鑑登録者識別カードの場合
亡失	<b>抹消しない</b> (個人番号カードが機能停止されているため、印鑑登録証明書の発行不可)	抹消	抹消
個人番号カードの有効期限切れ (個人番号カードの廃止申出がない場合)	<b>抹消しない</b> (個人番号カードの失効に伴い利用者証明用電子証明書も失効するため、印鑑登録証明書の発行不可)	<b>抹消しない</b> (印鑑登録証明書の発行の可否について個人番号カードの失効に連動させるかどうかは自治体の判断)	—
個人番号カードの廃止申出	印鑑登録証等との引換交付等 <sup>※</sup> を行うことを前提に <b>抹消しない</b>		—

※個人番号カードの返納時に、条例利用領域等について引き続き当該カードを使用したい旨の申出があり、当該使用が可能である又は可能であると認められる場合を含む。

### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1-3. 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録 | 仕様書修正内容

- 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録における仕様書の修正内容を以下に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカードおよび利用者電子証明書が失効した場合に印鑑登録が抹消されると、住民が不利益を被ることになるため、マイナンバーカードおよび利用者電子証明書の失効をもって直ちに印鑑登録が抹消されることのないようにしてほしい。</li></ul>	<p><b>個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合の取扱いの修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>異動事由の削除及び追加。</li><li>個人番号カードを亡失した場合、利用者証明用電子証明書の利用が一時停止されるなどの悪用防止対策が既に講じられることから、不正に利用されることがないため、印鑑登録情報を抹消する必要はない旨を記載。</li><li>利用者証明用電子証明書が更新された場合、利用者証明用電子証明書シリアル番号の修正が必要になることから、修正の事由に「カード用利用者証明用電子証明書の更新」を追加した。</li></ul>	<p>1.2.2. 異動事由 【実装必須機能】 ○抹消の事由 ・<del>個人番号カード廃止</del> ○修正の事由 +<del>個人番号カード再交付</del> ・<u>カード用利用者証明用電子証明書の更新</u></p>



### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1-3. 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録 | 仕様書修正内容

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録における仕様書の修正内容を以下に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>【考え方・理由】 (前略) 印鑑登録証等を亡失した場合は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要があることから、引換交付の対象とはせず、抹消の取り扱いとする。</p> <p><u>個人番号カードを、同カードに記録されている利用者証明用電子証明書を活用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合においても、印鑑登録証等と同様、個人番号カードの亡失時には抹消することを検討したが、個人番号カードを亡失した場合、利用者証明用電子証明書の利用が一時停止されるなどの悪用防止対策が既に講じられていることから、印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。また、市区町村窓口において有効性を確認した後、JPKI利用者ソフトを利用して新たな利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込むことが可能であることから利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等についても、それをもって印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。</u></p> <p><u>なお、利用者証明用電子証明書が更新された場合、新たな利用者証明用電子証明書シリアル番号に修正が必要となることから、修正の事由に「カード用利用者証明用電子証明書の更新」を設けた。</u></p> <p>「登録番号の変更に伴う引換交付」は、市町村合併による登録番号の変更や、標準準拠システムへの移行に際した登録番号の変更などを想定している。「印鑑登録証等の変更に伴う引換交付」については、紙の印鑑登録証を使っていた者が、個人番号カードを印鑑登録証として使用することとした場合や、<u>個人番号カードを利用して印鑑登録証等として活用する際に有効期限切れ等に伴う個人番号カードの更新において更新後引き続き印鑑登録証等として活用する場合</u>などがあたる。</p>

### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1-3. 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録 | 仕様書修正内容

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録における仕様書の修正内容を以下に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用 【考え方・理由】</p> <p>シリアル番号の読み込みは本人が暗証番号を入力した場合を想定している。 <u>利用者証明用電子証明書の有効期限切れや個人番号カードの再交付等に伴い利用者証明用電子証明書が更新された上で、当該利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付請求があった場合、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認のうえ、JPKI利用者ソフトを利用して当該利用者証明用電子証明書シリアル番号を読み込み、再登録（当該利用者証明用電子証明書シリアル番号に修正）</u>できることとした。 <u>このことにより、利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等の際には、従前の印鑑登録情報を抹消する必要はない。</u></p> <p>5.4.2. 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用 【考え方・理由】</p> <p>個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用について、実装必須機能とすることも検討されたが、全国照会において印鑑登録証等の形態について回答をいただいたところ、条例等利用領域の利用が3%、磁気テープの利用が4%の自治体が利用しているのみとなり、かなり少数であったことから、標準オプション機能とした。 <u>なお、個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用において、個人番号カードの亡失があった場合には、悪用防止の観点から、印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードと同様、当該印鑑登録情報は抹消されるものと想定している。この場合の異動事由は、「印鑑又は印鑑登録証等の破損・亡失」とする。</u></p>

### 3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

#### 1-3. 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録 | 仕様書修正内容

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録における仕様書の修正内容を以下に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
4	(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>5.4.3. <del>印鑑登録の抹消</del></p> <p><b>【実装必須機能】</b> 個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消ができること。 また、印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）が出力できること。</p> <p>20.2.4 <del>印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）</del></p> <p><b>【実装必須機能】</b> 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 カスタマーコードを記載すること。</p>

## 4. 他システムとの横並び調整

- 住民記録システム及び戸籍附票システムの標準仕様書修正に伴い、印鑑登録システム標準仕様書において修正等が必要と想定される主な項目について、下記に示します。

### 住民記録システムに準じて修正予定の項目

#### 第1章 本仕様書について

##### 1-4 本仕様書の内容 (2) 標準準拠の基準

→全体を通じて条例及び外部システム仕様への遵守は対応すべき旨を追記 (住基# 1008)

#### 第3章 機能要件

##### 3.1 異動・発行・照会抑止

→15歳未満及び成年後見人に対する抑止設定機能の追加 (住基# 422)

##### 10.1. エラー・アラート項目

→エラーの追加

- ・住民種別の入力誤りを防ぐエラー (住基# 826)
- ・異動事由の入力誤りを防ぐエラー (住基# 828)
- ・前後関係のある日付の誤りを防ぐエラー (住基# 822)
- ・項目表記ルールに沿わない表記を防ぐエラー (住基# 821)
- ・異動の取消(増)における異動日の誤入力等を防ぐエラー (住基# 861)

→空白が2文字以上連続で含まれている場合のエラー修正 (住基# 818)

#### 第4章 様式・帳票要件

→帳票への旧氏又は通称併記の追加 (住基# 718)

→諸元表・標準様式・帳票共通項目の修正

- ・諸元表上の省略に係る記載に重複が見られるため削除 (住基# 715)
- ・自治体名型を「郡名」を含む形に変更 (住基# 197)
- ・日付型に対して不詳日を許容する旨の追加 (住基# 621)
- ・文書番号の設定がない場合は当該項目を印字しない旨を追加 (住基# 170)

### 戸籍附票システムに準じて修正予定の項目

#### 第3章 機能要件

##### 8.1 バッチ処理

→バッチ処理の同期実行は「全て」ではない旨を追記 (附票# 48)

#### 第7章 用語

→「記載」という用語を追加し、法第17条における「記録」が含まれる旨の明示 (附票# 398)

## 5. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項	状況と今後の方向性
1 「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。</li></ul>
2 標準準拠システムにおける文字の方針への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在、デジタル庁及び法務省において、標準準拠システムにおける文字の扱いについて検討が進められている。その検討を踏まえ、文字に係る記載や外字を想定した機能については、修正を行う予定。</li></ul>